

自殺総合対策の推進に関する有識者会議(第3回) 総務省説明資料

令和2年12月21日
総務省総合通信基盤局

○ 子どもたちのインターネットの安全な利用に係る普及啓発を目的に、児童・生徒、保護者・教職員等に対する学校等の現場での無料の「出前講座」を、情報通信分野等の企業・団体と総務省・文部科学省が協力して全国で開催。

○ 2019年度は、2,660件の講座を実施し、約52万人が受講。（2006年度開始以来の実績：22,583件、のべ約369万人）

実施主体

一般財団法人マルチメディア振興センター(FMMC)

協力団体

通信事業者等民間団体(470社)、公益法人(17団体)、
政府(総務省及び文部科学省)、自治体(51団体)、その他(57団体)

*企業等がCSRとして講師を派遣。
(認定講師数:5,234名) (2020年10月31日現在)

対象者

小学生(小3~小6)、中学生、高校生、保護者、教職員等

講座内容

インターネットにひそむ以下の危険について、予防法等を啓発。

<p>① ネット依存</p>	<p>どうすればいい?</p> <p>ルール作り 利用時間制限の設定 深刻な場合は専門家に相談</p> 	<p>② ネットいじめ (誹謗中傷含む)</p>	<p>どうすればいい?(知っておくこと)</p> <p>文字だけのやりとりは誤解が起きやすい ネットは匿名じゃない いじめは犯罪にも</p> 	<p>③ 不確かな情報の拡散</p>	<p>どうすればいい?</p> <p>拡散する前に情報を鵜呑みにせず、立ち止まってみる、1次ソースを確認する</p> 
<p>④ 誘い出し・なりすまし</p>	<p>どうすればいい?</p> <p>ネットだけの知り合いには会いに行かない(自分の写真を送らない) ID交換掲示板はフィルタリングでブロック</p> 	<p>⑤ 個人情報漏洩</p>	<p>どうすればいい?</p> <p>不適切な行動や投稿はしない 写真の投稿や送信は慎重に 位置情報の設定はオフに</p> 	<p>⑥ ネット詐欺</p>	<p>どうすればいい?</p> <p>クリックせず無視すること 困った時は専門家に相談 ウイルス対策やフィルタリングも</p> 
<p>⑦ 著作権・肖像権</p>	<p>どうすればいい?</p> <p>違法コピーを使ったり、広めたりしない</p> 				

- 従来は「出前講座」かつ「最大で1日かつ2コマまで」が開催条件となっていたが、Withコロナ時代における取り組みとして「受講方法(講座開催方法)の選択肢」を拡大し、子どもたちのインターネットの安全な利用に係る普及啓発に取り組んでいる。

受講方法の選択肢拡大

従来の受講方法（開催方法）は原則①だけでしたが、Withコロナ時代において「受講方法」の選択肢の拡大を行っています。いずれの方法の場合も講座内容は同じです。

（なお、今後実施方法を見直す可能性があります。）

受講方法	詳細
①集合形式	・講師が学校に伺い、児童・生徒等と対面して講座を実施する方法。〔最大1日かつ2コマ〕
	・1コマあたりの受講者数を減らすため、実施するコマ数を増やしたい等のご要望があればご相談ください。※
②校内の放送設備・Web会議システム利用※	・講師が学校に伺い、校内の放送設備やWeb会議システム等を利用して生徒が別の教室等で受講する方法
③リモート講座【日時調整可】※	・講師の職場等から、Web会議システムを利用して講座を配信し、教室等で受講する方法。 ・Web会議システムは原則、学校でご用意をお願いいたします。
④リモート講座【日時固定】	・あらかじめ決まった日程で、Web会議システムを利用して講座を配信し、教室等で受講する方法。 ・2020年12月8.10.11日、2021年1月19.21.22日、2月16.18.19日、3月9.11.12日予定。
⑤ビデオオンデマンド講座	・受講申込のあった学校等へURLを伝え、あらかじめ収録した講座模様のVTR教材をストリーミング方式で利用いただく方法。

受講方法の選択肢の拡大

※現在、対応可能な講師に限りがあるため、実施日のご希望にそえなかったり、⑤ビデオオンデマンド講座をご案内する場合があります。

「インターネット上の違法な情報への対応に関するガイドライン」とともに、業界4団体※による違法情報等対応連絡会において、電子掲示板の管理者やインターネットサービスプロバイダー等が自らの提供するサービスの内容に応じ、自らが必要とする範囲内で契約約款に採用してもらうことを目的として平成18年11月に策定。

※(一社)電気通信事業者協会、(一社)テレコムサービス協会、(一社)日本インターネットプロバイダー協会、(一社)日本ケーブルテレビ連盟

I. モデル条項の概要

(1) 電子掲示板等のサービス内における禁止事項を列挙

- 他者のプライバシー、肖像権を侵害する行為等
- 他者を誹謗中傷・侮辱し、またはその名誉もしくは信用を毀損する行為等
- わいせつ、児童ポルノ、児童虐待等の画像の送信及びそれらの販売に関する行為等
- その行為が上記のいずれかに該当することを知りつつ、それを助長する態様等でリンクをはる行為
- 犯罪や違法行為に結びつく情報や誹謗中傷、プライバシー侵害の掲載を助長する行為 等

(2) 情報の削除等の対応（警告、削除要請、削除等）

契約者によるサービスの利用が（1）の禁止事項に該当する場合などには、当該情報の削除等の対応を行う

(3) 利用の停止

(4) 解約

II. モデル条項に含まれる自殺誘引情報等の禁止規定

以下の行為を契約者の禁止事項として規定

- 人を自殺に誘引または勧誘する行為、または第三者に危害のおよぶおそれの高い自殺の手段等を紹介するなどの行為